

確定申告の申告受付についてお知らせ

～新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力ください～

■申告受付方法について

原則として申告会場で申告書作成を行います。会場の混雑を避けるため、申告書作成に時間を要すると見込まれる申告については、関係書類を一旦お預かりさせていただく場合があります。後日、申告書完成後に関係書類と申告書控えをお返しします。

■来場時の感染防止対策のお願い

申告会場は新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場の際は、次の3点について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1. マスク着用、アルコール消毒液利用のお願い
2. 必要最少人数でのご来場のお願い
3. 検温の実施(37.5度以上の発熱が認められる場合は原則として入場をお断りさせていただきます)

■所得税の還付申告を受けられる方へ

所得税の還付申告は、確定申告期限(3月15日まで)に関わらず、申告する年の翌年1月1日から5年間申告することが可能です。

■医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を申告される場合は、「医療費通知(医療費のお知らせ)」もしくは「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。できる限り保険者から送付される「医療費通知」の添付をお願いします。

※領収書で申告される場合は「医療費控除の明細書」の作成が必要となるため、個人毎・病院毎に集計をお願いします。

- ※「医療費控除の明細書」の用紙は、税務課(本庁)と総合窓口係(支所)に設置しております。
- ※インプラントや入院時の個室代など、保険適用外で医療費控除の対象となるものは、わかるように整理をお願いします。

■営業等所得・農業所得・不動産所得を申告される方へ

申告受付時間を短縮するため、できる限り収入と経費をまとめた上でご来場ください。農業所得を申告される方は、町が送付している「農業所得 兼 収支内訳計算表」に分かる範囲で記入をお願いします。どの項目に該当するか分からない場合は「雑費」への記載で結構です。

■ふるさと納税のワンストップ特例申請をされた方へ

ワンストップ特例申請を行った方が、所得税の確定申告を行う必要が発生した場合は、ワンストップ特例申請した寄附金を含めて、全ての寄附金について確定申告をする必要があります。ご注意ください。

■ご自宅からパソコン・スマートフォンで申告することができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)では、ご自宅からパソコンやスマートフォンを使って確定申告書の作成が可能です。納税額や還付額の確認ができるほか、作成した申告書をe-Taxで提出(電子申告)もしくは印刷して郵送で提出が可能です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

- 2月27日(日)に休日申告受付日を設けております。平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。
- 2月22日(火)は会場移動日となりますので、午後からの受付はお早めにご来場をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日程などが変更になる場合があります。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	受付会場
2月16日(水)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
17日(木)	東上(1区・2区)	東上(3区・4区)	
18日(金)	東下西	東下東	
21日(月)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(火)	土佐井(下田井)	申告未済の方(友枝地区対象)	
24日(木)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	上毛町役場 (2階 大会議室)
25日(金)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		
28日(月)	下唐原東区	下唐原西1区	
3月1日(火)	下唐原西2区	矢方・緒方	
2日(水)	成恒下	成恒上	
3日(木)	安雲西	安雲東	
4日(金)	尻高下ノ上・下ノ下	尻高上・中	
7日(月)	大ノ瀬	八ツ並	
8日(火)	中村	吉岡	
9日(水)	松本	宇野西区	
10日(木)	宇野東区	宇野垂水	
11日(金)	垂水上区	垂水中区	
14日(月)	垂水下区	申告未済の方(全地区対象)	
15日(火)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

令和3年分公的年金等の源泉徴収票の発送について

令和3年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとった皆さまに、令和3年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『令和3年分公的年金等の源泉徴収票』を令和4年1月8日以降、順次、日本年金機構から発送しています。

「源泉徴収票の再交付については、ねんきんダイヤル(TEL0570-05-1165)で随時、受け付けしています。連絡される際には、以下の点にご注意ください。」

- ※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
- ※ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からかける場合は、通常の通話料金がかかります。
- ※再交付のみの申請の場合は、ご本人の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所と、電話をかけた方の氏名、ご本人との続柄、電話番号を電話口で確認しますのでご準備ください。
- ※源泉徴収票は、日本年金機構に登録されているご本人の住所宛に郵送します。
- ※電話による再交付の場合は、送付まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は、小倉南年金事務所へご相談ください。
- その他、小倉南年金事務所の窓口、または、「ねんきんネット」による再交付申請の場合は、必要書類などについて、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873